

## ホール利用者（主催者）様へのお願い ～新型コロナウイルス感染症感染防止策の実施～

令和4年7月15日付けで新型コロナウイルス感染症長野県対策本部から「長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（7月15日以降）」が発表され、引き続き、イベント主催者様に対する感染防止策の実施要請がありました。

利用者（主催者）様におかれましては、ホールの利用に際しまして、次の感染防止策の実施について、格段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、ご不明な点は、当ホールまでお問合せください。（TEL 026-226-0008）

### ◆イベント開催時の参加人数上限

- ・ 大声での歓声、声援等が想定されないイベントの場合、参加人数上限は収容定員の100%です。
- ・ 大声あり（「大声」を「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当します。）のイベントの場合、参加人数上限は収容定員の50%です。

- 大・中・小ホール、展示室で開催のイベントについては、「イベント開催時のチェックリスト（県様式。A4版3枚）」を作成の上、ホームページ若しくは会場入口での公開をお願いします。また、チェックリストはイベント終了日から1年間の保管をお願いいたします。なお、問題発生（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）の場合は、「イベント結果報告書」を長野県危機管理部消防課新型コロナウイルス感染症対策室（電話:026-232-0111（代表））に提出する必要があります。
- 利用者（主催者）は、利用日当日、公演者及び公演等の開催に携わるスタッフの検温及び健康状態の確認を行い、体温37.5度以上ある方、咳や咽頭痛などの風邪症状のある方は、入館しないことを徹底してください。
- 表現上困難な場合を除き、利用者（主催者）全員、原則としてマスク着用の上、手指消毒を徹底してください。
- 仕込み（準備）・リハーサル・撤去には余裕あるスケジュールを設定し、密な空間の発生防止に努めてください。
- 来場者（お客様）には、場面に応じた感染予防のためのマスクの着用や咳エチケット、手洗い、手指消毒の徹底と、来場前の当日には自宅等で検温を実施していただき、37.5度以上の発熱がある場合、咳や咽頭痛などの症状のある場合はご来場を控えていただくよう事前の周知、広報を行ってください。

なお、マスクを持参していない来場者（お客様）がいた場合は、利用者（主催者）がマスクを配布し、マスクの着用を推奨してください。ただし、屋内で、人との距離（2m以上を目安）が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用

を推奨する必要はありません。また、2歳未満の子どもについては、マスクの着用を推奨する必要なく、2歳以上の就学前の子どもについては、マスクの着用を一律に求める必要はありません。

- ホール、会議室等の入口での来場者（お客様）の検温を実施し、体温37.5度以上のある方、咳などの風邪症状のある方、感染症陽性者と濃厚接触のあった方、などのご入場は、お断りすることを徹底してください。

また、ご入場お断りの場合等に備え、チケット払い戻し措置等の規定を整備してください。

- アルコール等消毒液を用意し、入場時、来場者（お客様）の手指消毒を徹底してください。
- 来場者（お客様）入退場時の混雑緩和のため、余裕を持った入場時間の設定や券種やゾーンごとの時間差での入退場などを行ってください。また、入場等の待機列は間隔を空けた整列を促すとともに、チケットもぎりの簡略化も検討するなど、人が密集しない工夫を行ってください。
- 座席は、できるだけ指定席とするよう努めてください。大声での歓声、声援等が想定される場合は、左右を空ける席配置を行ってください。
- 休憩時間は、トイレなどの混雑緩和のため、余裕のある設定に努めてください。
- 物販販売を行う場合は、混雑緩和に配慮し、待機列は間隔を空けた整列を促すとともに、対面販売の場合は透明シート等により購買者と間を遮蔽してください。
- 飛沫感染等の防止のため、「咳エチケットを徹底してください。」、「大声での歓声・声援はお控えください。」、「大きな声での会話についてもお控えいただくようお願いいたします。」、「こまめな手洗いにご協力をお願いいたします。」等の場内アナウンスに配慮してください。
- 利用者（主催者）は、大声を出す来場者（お客様）がいた場合、個別に注意、対応等ができる人員配置などの体制を整備してください。
- 利用者（主催者）は、出演者及び公演等の開催に携わるスタッフの氏名、緊急連絡先を把握し、個人情報の保護と適正な取り扱いに十分配慮の上、名簿の作成・保存に努めてください。

また、来場者（お客様）の氏名、緊急連絡先についても、個人情報の保護と適正な取り扱いに十分配慮の上、名簿の作成・保存に努めてください。

万一、感染者が発生した場合は、保健所等の公的機関による調査などにご協力いただくとともに、作成・保存された名簿を必要に応じて提供することについてご了承ください。